

お取引前の重要説明事項 (店頭外国為替証拠金取引用)

本書面には、金融商品取引法第37条の3第1項の規定により、これからゲインキャピタル・ジャパン株式会社（以下「当社」）と店頭外国為替証拠金取引を行われるお客様に対してご説明することが義務付けられている重要な事項が記載されています。当社と契約し、お取引を開始される前に本書面に記載された内容を熟読された上で、ご自身の判断と責任を以て本取引を開始していただきますようお願いいたします。

★当社の会社概要及び連絡先：

商 号 ゲインキャピタル・ジャパン株式会社
住 所 東京都中央区日本橋室町4丁目4番10号 東短室町ビル3階
電 話 03-5205-6161（代表）
F A X 03-5205-6162
フリーダイヤル 0120-288-168
ホームページ <http://jp.forex.com>
代 表 者 代表取締役 シェーン・ブランシタイン/代表取締役 百瀬 茂
業 務 第一種金融商品取引業
業 務 内 容 店頭デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引）
会 社 設 立 平成14年4月17日
登録番号 関東財務局長（金商）第291号
加入協会名 一般社団法人 金融先物取引業協会(会員番号1539)

★苦情受付窓口

受付時間 平日 9:00～23:00
窓口 クライアント・サービス
受付方法 電話：0120-288-168
メール：jpclientservices@forex.com
ファックス：03-5205-6162
郵送：上記住所

★苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。

金融商品取引業関連

指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
電話番号/受付時間	0120-64-5005(フリーダイヤル) / 平日 9:00~17:00
URL	http://www.finmac.or.jp/
所在地	東京：東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館 大阪：大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

1. 取引による損失のリスクと注意事項

店頭外国為替証拠金取引（以下「本取引」）は、元本や利益の保証がなくリスクを伴う取引です。また、場合によっては、お客様が預託した金額を超える損失（元本超過損）を被る場合があります。お取引を開始する前に必ず取引の内容、危険性等をご理解いただき、ご自身の判断と責任で取引を行う必要があります。また、本取引において当社はお客様との各契約及び取引上において、お客様の相対当事者となります。お客様の注文について、当社が取次ぎを行い、お客様若しくはその取引相手方を代理し、又はお客様及びその取引相手方の間の取引を媒介することはありません。

本取引は、為替取引市場の相場、取引の種類に対応した指標の変動その他要因等により、利益が発生する可能性がある一方、損失が発生する可能性があります。また、取引の種類に応じた金利等の調整金（ロールオーバースワップ）によって損失が発生する可能性があります（ロールオーバースワップについては本書面「6. ロールオーバー及びロスカットに係わることについて」をご参照下さい）。また、本取引においては、当社が提示する買値と売値の価格に値差（スプレッド）が存在します。この値差はロールオーバースワップにも存在します。

本取引はお客様からお預かりする預託金に比べて大きい額が取引されることに加え、下記の事由による取引・市場環境の変化によりスプレッド幅の拡大、取引や注文発注・変更・取消・確認が不能となる、又は意図しない約定並びに約定価格の発生の結果、予期せぬ損失が発生するなどのリスクがあり、当社はこれら損失につき、一切免責となることを予めご了承下さい。

- 国内外の政治経済上など外国為替市場に影響する重大な事件・決定・変化

- ・ 上記又は国内外祝祭日（その前日等も含む）、週末・週初における流動性の低下
- ・ 当社又はお客様のサーバー、コンピューター及びその周辺機器、関連ソフトウェア、プログラム他の故障、誤動作及び不具合の発生、通信機器・通信回線の混線、不通、故障他
- ・ 自然災害、事故、同業罷免、戦争、暴動、内乱、テロ行為、不可抗力他、当社の責めに帰さない理由による事業所・家屋の損壊、通信回線及び電力供給の遮断・不通・混線その他
- ・ 上記以外に発生し得るリスクの発生（本書面「5. 注文が行えない可能性」をご参照下さい）

* 一度成立した約定は本書面「24. その他（ア）マニフェスト・エラーまたはバッドティックについて」の記載事項以外は原則として取消や訂正を行うことはございません。お取引の際はシステムの操作方法等をご確認の上お取引をお願いします。

2. カバー取引相手方

お客様がお取引される店頭外国為替証拠金取引は店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項）であり、お取引の相手方は当社となります。当社は、お客様と当社の間での取引を成立させると同時に、当該取引により生じ得る当社の市場リスクの回避を目的として、金融機関を相手方としてカバー取引を行っております。

当社の「カバー取引」の相手方の名称、監督機関及び業務内容は以下のとおりです。

店頭外国為替証拠金取引
 名 称 : GAIN Capital- Forex.com UK Ltd.
 監督機関 : UK The Financial Conduct Authority
 (FCA : 英国金融行為規制機構)

業務内容 : 店頭外国為替証拠金取引

3. 証拠金等の管理（信託保全）

- (1) 当社ではお客様からの本取引に係る証拠金の全額をドイチェ信託株式会社に金銭信託し当社の固有財産とは分別して保管を行います。
- (2) 信託保全の対象は毎営業日ニューヨーク時間午後5時（米夏時間適用時は日本時間午前6時、同冬時間適用時は日本時間午前7時、以下「ニューヨーククローズ」）時点での証拠金額に、お客様の保有するポジションと評価レートにより算出した評価損益を反映した金額となります（お客様からお預かりした証拠金に、算出した評価損益を反映した金額を、以下「証拠金等」といいます。）。また当社では、証拠金等の総額以上の金銭が信託口座に分別保管されるよう証拠金等の保全を図ります。
- (3) 証拠金等がドイチェ信託株式会社の信託口座へ入金されるまで、上記信託保全の対象となりませんが、その間もお客様からの証拠金預り口座であることがその名義により明らかな銀行口座にて当社の固有財産とは分別して証拠金等の管理を行います。但し、かかる銀行口座にて証拠金等の管理を行っている間に当社又は当該銀行が破たんした場合、お預かりした証拠金等の一部又は全部が返還されない可能性があります。
- (4) 当社では受益者であるお客様の利益を代表する受益者代理人として弁護士を選定し、信託契約に基づく業務を委託します。受益者代理人は保全金額の照合、証拠金等の信託状況等の管理、監督を行います。受益者代理人は信託契約書第16条2項に定める事項について受益者代理人が確認を行う事務を当社の内部管理責任者に委託します。
- (5) 受益者代理人は、当社に支払い停止、破綻等の事象が生じた場合、ドイチェ信託株式会社から信託財産の返還を受けます。その際お客様の残存ポジションを清算し、諸費用を控除して、お客様の口座資産に応じて配分額を計算し証拠金等を返還します。なお、お客様が受益者代理人を通じて証拠金等相当額を受領された場合は、その金額について当社のお客様に対する証拠金等の返還がなされたことになります。
- (6) ドイチェ信託株式会社は、当社及び受益者代理人の監督、選任の責任を負うものではありません。又、当社に替わってお客様に対する証拠金等の支払い義務を負うものではありません。またお客様はドイチェ信託株式会社に対し、直接証拠金等の支払い請求を行うことはできないものとします。

(7) 当社の支払い停止、破綻等の事象が生じた場合には、お客様へ資金の配分をする際、受益者代理人とドイチェ信託株式会社にお客様の個人情報を提供することがあります。

4. 当社その他の者の事情及び状況の変化による損失の危険性

システム不具合その他の原因での当社の業務に支障が生じ、決済取引を適時に行えない場合には、お客様の保有ポジションの強制決済（以下、「ロスカット」）の措置（本書面「15. ロスカットについて」をご参照下さい。）も適宜な価格で執行されない可能性があり、お預かりした証拠金額以上の損失を被ることがあります。なお、全ての注文は当社が別途認めた場合を除いて当社の取引システムを経由する方法のみでお受けいたします。

上記に限らず、当社、カバー取引先、又は当社が預入・預託する金融機関の業務・財産の状況が悪化した場合等、お預かりした証拠金その他のお客様の資産の返還が遅延し、又は困難になることで、お客様が損失を被る可能性があります。

5. 注文が行えない可能性

取引システム（お客様が本取引に関連して使用した第三者の提供するシステム、ソフトウェア、プログラム及び機器を含みます。）又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないこと（お客様の誤入力又は操作自体に起因する場合も含みます。）により、誤約定の発生又は成行取引、注文の発注、執行、確認、取消しながら行えない可能性があり、その場合お客様に損失が発生する可能性があります。また取引市場での変動が激しい場合や流動性低下その他の事情から、注文の発注、変更、取消しが行えない、取引が成立しない又は意図しない約定又は約定価格の発生の可能性がございます。また、適合性の原則に基づきまたは過度な取引を抑止する等のために、取引や入金状況等を確認のうえ、取引等を制限する場合がございます。なお、一度成立した約定はマニフェスト・エラー（本書面「24. その他 (ア) マニフェスト・エラーまたはバッドティック」）発生時を除いて取消や変更は一切できませんので、システムをお使いになる前にデモ取引でシステムに慣れ親しむことをお勧めします。

当社は全てのお客様から発注される注文執行時又はロスカットの際、注文また

は取引を統合して執行し約定することができるものとします。このためお客様の約定結果が時として不利に働く場合があります。また、注文は法規制上もしくは当社の判断により約定執行が不適当と判断された場合は、受注又は約定執行の拒否・取消をされることがあります。なお、注文は前記以外の理由でも成立されない場合がございます。これに関連して、同通貨ペアで同値指値の注文に関しては受注時間と受注量を兼ね合い約定執行されますが、これは必ずしも当社の義務ではないことを御了承下さい。

6. ロールオーバー及びロスカットに係わることについて

本書面「1. 取引による損失のリスクと注意事項」でご案内しましたとおり、ポジションのロールオーバー時に、通貨間の金利差調整が行われます（米国東部時間午後4時59分台に計算が始まります。米国はサマータイム制度が導入されているため、スワップ計算開始時間は夏時間と冬時間で異なりますので、ご注意下さい。また、当該時間前後にポジションをオープンされた場合、そのタイミングにより、当該ポジションが前日にオープンしたものとして取り扱われる場合がありますのでご注意下さい）。その結果、お持ちのポジションの種類によつては損失（金利の支払い）が発生いたします。金利差調整は取引・市場環境の変化でその額及び受取・支払いが変化する場合がございます。また、ロスカットの執行時に、相場の急激な変動によりお預けになっている証拠金を上回る損失が発生する可能性があります。証拠金を上回る損失が発生した場合は、お客様のご負担になります（本書面「15. ロスカットについて」をご参照下さい）。

7. 手数料について

7-1 取引手数料

売買、新規注文、決済注文の別にかかわらず無料となっております。

7-2 口座管理料

お客様への快適なお取引環境を提供するために、サーバーの負荷分散・負荷軽減を目的として、長期間お取引のない取引口座に対し口座管理料として月額2,100円（消費税含む）を課金させていただく場合があります。

7-3 口座管理料課金対象口座

上記口座管理料は、口座残高が5万円未満で、且つ計算基準時点より過去180

日間以上お取引及び保有ポジションのない取引口座に対し課金させていただきます。

なお、計算基準日は毎月第一金曜日ニューヨーククローズ時とさせていただきます。

8. 手数料（口座管理料）の徴収について

口座管理料はお客様の取引口座より引落しをさせていただきます。またお客様の口座残高が口座管理料に満たない場合には、口座残高の範囲内で徴収させていただきますので、お客様の取引口座の残高が0円未満になることはなく、別途お客様に支払い義務も発生いたしません。

9. クーリング・オフについて

店頭外国為替証拠金取引については、お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除することはできません（金融商品取引法第37条の6に定めるいわゆるクーリング・オフの規定は適用されません）。

10. 取引時間

店頭外国為替証拠金取引に関しては月曜午前6時から土曜午前6時まで（米国夏時間適用時。冬時間適用時は月曜午前7時から土曜午前7時まで）が取引時間となります。また、取引時間はメンテナンスその他の理由から中断及び調整がなされる場合がございます。また、お客様の注文発注後は注文内容並びにオープン・ポジションをお持ちの場合は口座内の維持証拠金額の推移の確認を適宜行い、当社のお客様口座に関する連絡等に対して、いつでも対応できる状態にいることがお客様独自の責務となります。

11. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

11-1 金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

a. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

1. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
 - m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
 - n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
 - o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
 - p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
 - q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
 - r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
 - s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
 - t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
 - u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成 22 年 8 月 1 日以降は想定元本の 2%、平成 23 年 8 月 1 日以降は同じく 4%。v.において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託されることなく当該取引を継続すること

- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
- y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

11-2 お客様は、当社との店頭外国為替証拠金取引において、各号に定める行為を行ってはならないことに予め承諾することとします。

なお、お客様の行為が禁止行為に該当するかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。

- a. 当社がサーバー上で提供する取引システムの改変及び提供ツール以外を使用する行為、若しくはその疑いのある行為
- b. 取引の如何にかかわらず取引システム又はサーバー等の運用に対して過大負荷を強いる行為
- c. 取引システムで通常実行できないような取引を行う行為
- d. お客様と当社の間で交わされた電子メール、電話、書簡等の内容を当社の書面の同意を得ずに公開、複製、転載、再配布、販売する行為
- e. 当社の役職員（当社の関連会社並びに業務委託の第三者を含む。）に対する暴言、恫喝、脅迫、虚言、誹謗中傷、名誉を毀損する言動、業務を妨害する行為
- f. 取引システムの脆弱性、当社又はお客様の通信機器、通信回線、システム機器等若しくはインターネットの脆弱性、インターバンク市場等の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為
- g. 当社価格配信のレイテンシーを利用し利益を得ようとする行為
- h. 過度な投機的取引を行う行為
- i. 短時間での注文を繰り返し行う行為
- j. 取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行う行為

- k. 他人名義（家族名義を含む）で口座開設の申し込みを行うことまたは他人名義の口座を利用して取引を行う行為
- 1. 前各号のほか、当社とお客様または他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為

11-3 お客様が当社と行う取引について、前 11-2 の禁止行為が行われた場合、当社は事前の通知なく当該口座を凍結し、過去に遡り約定を無効とすることができます。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由であっても、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。

12. 取扱商品概要

FOREXTrader 口座 :

- ・ 取引単位 1,000 通貨単位から
- ・ 証拠金率：
 - －個人のお客様
口座開設時：4.0%（レバレッジ 25 倍）
口座開設後：10%（レバレッジ 10 倍）又は 20%（レバレッジ 5 倍）のいずれかに変更可能
 - －法人のお客様
口座開設時：0.5%（レバレッジ 200 倍）、1.0%（レバレッジ 100 倍）口座開設後：4.0%（レバレッジ 25 倍）、10%（レバレッジ 10 倍）又は 20%（レバレッジ 5 倍）のいずれかに変更可能。（※1.0%（レバレッジ 100 倍）に変更する場合は、「レバレッジ変更依頼書」のご提出が必要になります。）

MetaTrader 4(以下 MT4)口座 :

- ・ 取引単位 1 ロット 1000 通貨単位から
- ・ 証拠金率：
 - －個人のお客様 4.0%（レバレッジ 25 倍）
 - －法人のお客様
口座開設時：0.5%（レバレッジ 200 倍）又は 1.0%（レバレッジ 100 倍）のいずれかを選択。
 - 口座開設後：マイアカウントでは 4.0%（レバレッジ 25 倍）、10%（レバレッジ 10 倍）又は 20%（レバレッジ 5 倍）のいずれかに変更可能。（※0.5%（レバレッジ

200倍) 又は 1.0% (レバレッジ 100倍) に変更する場合は、「レバレッジ変更依頼書」のご提出が必要になります。

(注) FOREXTrader または MT4において、個人又は法人に対して若しくは個人・法人の別なく、特定の通貨ペアまたは一定金額を超えたポジション金額等に、上記記載以外のレバレッジ/証拠金率が適用される場合があります。お取引前に必ず当社ホームページにて取引通貨ペアとレバレッジをご確認下さい。

13. 売買による差損益金の振替

ポジションを決済したことにより生じた差損益金は、自動的にお客様の証拠金に振替られます。

14. ポジションの評価について

お客様がお持ちのポジションはリアルタイムで評価されます。

15. ロスカットについて

顧客取引契約書第 19 条及び本書面「21. 契約の終了について」適用事由の発生又は、口座の預託金残高が必要証拠金額を割り込んだ後、本書面「20. 証拠金の必要額・計算方法」記載の各条項に従いお客様のオープン・ポジションのすべて又は一部は当社の裁量と判断によりロスカットされます。

当社ではレバレッジ取引である店頭外国為替証拠金取引において、お客様に余裕のある証拠金運用を行っていただく為に二段階でのロスカット制度を用意しています。

ニューヨーククローズロスカット - ニューヨーククローズ時点において証拠金維持率が 100%を割り込んだ場合

リアルタイムロスカット - 証拠金維持率が 15%を割り込んだ場合

a) ニューヨーククローズロスカット

ニューヨーククローズロスカットは毎営業日のニューヨーククローズ時点に、お客様の取引口座の証拠金維持率が 100%以上を維持しているかどうかを確認する制度です。左記の条件を下回り、証拠金不足が発生した場合、当社の定めた時刻までに不足証拠金以上の証拠金の預託、もしくはポジションの決済にて証拠金不足を解消していただくこと

になります。もし、証拠金不足が解消されない場合は、当社の定めた時刻以降に不足証拠金額を充当するまで保有ポジションがロスカットされることになります。

ニューヨーククローズロスカットには、ロスカット実行までの猶予期間が設けられます。ニューヨーククローズより 17. 5 時間後の日本時間午後 11 時 30 分（米国夏時間適用時）・翌午前 0 時 30 分（同冬時間適用時）までに、ニューヨーククローズロスカットの解除条件を満たした場合にはロスカット対象から除外されます。なお、上記時間ぎりぎりの入金や決済は、不足証拠金が解消されたとシステムに反映されず、ロスカットが実施されるリスクがあります。また、相場状況等により、猶予期間が短縮される可能性もあります。入金や決済により不足証拠金を解消する場合、時間的に余裕を以て実施されますお願い申し上げます。

なおニューヨーククローズ時点で計算された金額が証拠金不足額と確定される為、その後の相場の変動によって証拠金不足額が変動することはありません。つまりニューヨーククローズ後に相場の変動により証拠金維持率が 100%以上を回復した場合でも、その日に確定した証拠金不足額への対応は必要になります。

当社では、ニューヨーククローズロスカットに関する証拠金不足額のご連絡（マージンコール）として、毎営業日のニューヨーククローズ後に対象者様宛にメールにてご連絡させていただいております。証拠金残高不足が発生した場合、以下の状態となりますのでご注意下さい。（注）通信状況等により、上記メールが送付されない可能性もあります。証拠金および証拠金不足については、お客様自身にて管理・把握されますようお願い申し上げます。

- 不足処理の完了が確認できるまでの間、新規ポジションを持つ事が出来ません。
- 証拠金が不足している間は、決済注文のみが可能です。
- 決済注文は価格到達時点で約定されます。
- 証拠金が不足している間の指値・逆指値注文は凍結扱いとなり、新規注文が設定レートに到達したものは取消されます。

b) リアルタイムロスカット

取引時間中、お客様の取引口座の証拠金維持率が 15%を割り込んだ時点で即時にロスカットが実行される制度です。証拠金不足分を補うためのお客様への事前通告は無く、証拠金維持率が 100%以上を回復するまで、その時点でのリアルタイムレートで 1 つまたは複数のポジションがロスカットされます（全てのポジションが対象となる場合もございます）。

お客様の取引口座がニューヨーククローズロスカットとリアルタイムロスカット双方の対象となった場合には、リアルタイムロスカットが優先して適用されます。

c) ニューヨーククローズロスカット及びリアルタイムロスカットに関する注意点

ニューヨーククローズロスカット及びリアルタイムロスカットはお客様の損失の限定を必ずしも保障するものではありません。相場環境によってはお預かりした証拠金を超える損失が発生することもあります。

両建てポジション（同じ通貨ペアの売り買いの双方のポジションを持つこと）の場合、売り買いの片方のポジションの決済のみでは証拠金不足の解消にはなりません。売り買い双方のポジションを決済する必要があります。

d) 法人契約にて当社の取引口座をお持ちのお客様へ

法人口座のお客様におきましてはニューヨーククローズロスカットの制度は適用されません。但し、取引時間中、お客様の取引口座の証拠金維持率が100%を割り込んだ場合にはリアルタイムロスカットが適用されます。

（注）ロスカットにより、お客様が預託した以上の損失が発生する等、思わぬ損失を被るリスクがあります。証拠金および証拠不足の状況については、お客様自身が管理・把握する必要があります。十分な有効証拠金を保ち、余裕を以てお取引をされますようお願い申し上げます。

16. 売買差益に係る税金について

個人のお客様（個人事業主を除く）が行った本取引で発生した収益（売買による差益及びスワップポイント収益）は、平成24年1月1日以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。法人のお客様は法人税法に基づき税務申告を行う必要があります。当社は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、損益等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

いずれの場合も、詳しくは、所管の税務署又は税理士等の専門家にご相談下さい。※ 復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1% を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

17. 証拠金の増減について

当社に対する手数料のほかに、取引による損金及び取引に関する費用を証拠金から控除させていただきます。また、ポジション決済による益金は、証拠金に加算させていただきます。

18. 証拠金の返還について

余剰となった証拠金の全部又は一部の返還を希望される場合は、マイアカウント画面よりお手続きが可能です（ただし、マイアカウントに不具合が生じている場合は、取引システム上の口座残高のご確認をお願いする場合があります。この場合は、取引システム上に表示された数値が正しいものとして、出金依頼書の再提出をお願いすることがあります。）。当社所定の出金依頼書に必要事項をご記入、ご署名及びご捺印の上、当社クライアント・サービスまで郵便若しくはファックス、又は画像を添付したファイルのメールの送信いただきます。出金依頼届出書の受領確認の上、原則 3 銀行営業日内にお客様の金融機関口座へお振込み致します。

19. 口座情報について

お客様からお預かりしています取引証拠金の入出金及び残高、並びに取引明細及び経過等の書面は、すべて当社の取引システム又はウェブサイト上で提供しております。但し、ご希望のお客様には、別途有料にて送付させていただきます。また、同確認書はお客様が明細書等にオンライン上でアクセスしたか否かにかかわらず、当社によってお客様が閲覧可能となった時点で有効と見なされます。

20. 証拠金の必要額・計算方法

- a) 預託証拠金 – お取引を開始する際に預託証拠金が必要です。預託証拠金の最低金額は 50,000 円となっております。預託証拠金は円貨でのみ承ります。外貨での受け入れ及び有価証券等をもって代用することはできません。また、送金された預託証拠金の口座振替は当社が受領確認後直ちに行うものとし、お客様以外の名義人で送金された預託証拠金については、合理的理由又は適用法規制等に則して適法であると判断されない

限り当社はこれを受領せずまたお客様の口座に振替えることはありません。なお、お客様から当社へATM又は銀行窓口から送金される場合の送金手数料はお客様のご負担となります。

b) 証拠金率 ー お客様に適用される証拠金比率は口座開設の際に選択される口座種類ごとにあらかじめ設定されております。現状では、個人のお客様に関しては、口座開設時4%（レバレッジ25倍）に設定され、開設後に10%（レバレッジ10倍）及び20%（レバレッジ5倍）に変更が可能です（MetaTrader口座は4%のみ）。法人のお客様に関しては、口座開設時に0.5%（レバレッジ200倍）、1.0%（レバレッジ100倍）を選択できます。口座開設後に4.0%（レバレッジ25倍）、10%（レバレッジ10倍）及び20%（レバレッジ5倍）に変更が可能です。

（注）FOREXTraderまたはMT4において、個人又は法人に対して若しくは個人・法人の別なく、特定の通貨ペアまたは一定金額を超えたポジション金額等に、上記記載以外のレバレッジ/証拠金率が適用される場合があります。お取引前に必ず当社ホームページにて取引通貨ペアとレバレッジをご確認下さい。

c) 口座残高 - ニューヨーククローズに確定した残高。

（口座残高 = 入出金+実現損益+スワップポイント+その他調整金）。

d) 証拠金残高 ー 口座残高に、確定損益と未確定損益を合計した金額を意味します。
(証拠金残高=口座残高+評価損益)

e) 必要証拠金 ー 取引を開始するに当たって、取引額とレバレッジに応じて算定された金額を必要証拠金といいます。この金額はお客様の預託金から担保分として一時的に差引かれます。必要証拠金は、取引額にレバレッジと対円レートを乗じて計算されます。また、必要証拠金金額は取引レートの変動に伴って変動します。

（必要証拠金=取引額 X 取引レート X 対円レート X 証拠金率）

f) 維持証拠金 ー 必要証拠金の100%相当額が維持証拠金です。証拠金残高が維持証拠金相当額以下になりますと当社が予め指定した刻限までに追加証拠金の預託が必要になります。（維持証拠金= 必要証拠金 X 100%）。

なお、新規ポジションを取得しようとする際、維持証拠金が100%を割れる新規注文は、証拠金不足と判定され、約定されません。

g) 追加証拠金預託について

証拠金残高の判定時である毎営業日ニューヨーククローズ時点でお客様の証拠金残高

が維持証拠金相当額以下になった場合は、当社が予め指定した刻限までに判定時における証拠金残高と維持証拠金相当額の差額以上の追加預託又は既存のオープン・ポジションのすべて又は一部の決済が必要となり、当社はお客様に電子メール等により追加証拠金及びオープン・ポジション決済の請求を行います。追加預託は判定時後の相場状況に関わらず必要となり、指定刻限までに当社側で上記方法による維持証拠金額の回復が確認できない場合、又は市場環境等の変化により前号記載の様に余剰証拠金が必要証拠金に対して当社が別途指定した水準を下回る状態となった場合、当社の裁量と判断によりお客様の口座内のオープン・ポジションのすべて又は一部をロスカットさせていただきます（本書面「22. 専門用語解説 ロスカット」及び「15. ロスカットについて」も併せてご確認下さい）。

- *メールアドレスの変更のお届けがされてない場合や、携帯電話メールアドレスでのドメイン指定または一部メールドメイン等で、当社から配信したメールを受信できない場合、証拠金不足の連絡が届かずポジションが自動的に決済されることがありますので資金の管理はご自分の責任でしっかりとお願いします。
- *当社より追加証拠金預託要請を受けたお客様が、出金依頼のお申込みをされている場合、当社側で当該出金依頼を取消させていただくことがあります。
- *法人のお客様には上記が適用されません。法人のお客様の場合、証拠金残高が維持証拠金の100%を割り込んだ時点でロスカットとなります。

h) MT4 取引システムにおける指定決済時の証拠金について

MT4 取引システムをお使いの場合、指定決済を行わない場合、売り買いそれぞれのポジションがオープン・ポジションとしてそのまま口座に残留いたします。この場合、証拠金は売り買いそれぞれの残存ポジションの総額が多額な側に掛かることになります。両建ては、お客様にとって価格のスプレッドのみならず、スワップポイントのスプレッドの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。指定決済を行わず損益が確定していないオープン・ポジションを放置しますとこのようにお客様に不利に働く場合もございますので、両建てのオープン・ポジションを解消する場合は MT4 取引システム上の注文の変更・取消機能内の「両建て解除」を使い残存ポジション決済の確定をされます様お願いいたします。

i) 証拠金率の変更申込み – 「マイアカウント」または「レバレッジ変更依頼書」より変更いただけます（一部法人のお客様を除く）。

j) その他 – お客様のお取引状況により当社の判断で、証拠金の預託上下限額、保有ポジションの上限額及びレバレッジの変更を制限させていただく場合があります。

21. 契約の終了について

本契約は、お客様又は当社により終了されるまで効力を有し続けるものとします。

(i) お客様が提供取引のオープン・ポジションを有さず、且つお客様が当社に対するいかなる債務も負っていない場合であって、(ii) 口座解約届にて 103-0022 東京都中央区日本橋室町 4-4-10 東短室町ビル 3 階 ゲインキャピタル・ジャパン株式会社 クライアント・サービス宛に郵便、FAX 又は画像添付メールのいずれかにて当社宛に 3 日前の書面による通知を行った場合であって、さらに、(iii) 当社が当該口座解約届の受領を確認した場合には、お客様は、本契約を終了させることができます。

当社は以下の事由発生時に、当社の独自の裁量と判断により、お客様に事前の通知なくいつでも本契約を終了させる権利を有するものとします。この場合、当社は顧客取引契約書第 9 条内各条項に則して、お客様の勘定でお客様のオープン・ポジションのロスカットを執行する権利を有するものとします。

- (1) お客様が法令等または顧客取引契約書)、その他関連する規定に抵触・違反したときまたは抵触・違反したと弊社が判断したとき
- (2) お客様が第 11 条の 11-2 に規定された禁止行為に抵触したまたは抵触したと弊社が判断したとき
- (3) 本重要事項説明および顧客取引契約書にお客様が同意しないとき
- (4) お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたときまたは当社が虚偽の届け出あると判断したとき
- (5) お客様が当社（当社の関連会社並びに業務を委託している相手方を含む。）の名誉又は信用を毀損したと当社が判断したとき
- (6) お客様が当社（当社の関連会社並びに業務を委託している相手方を含む。）の業務の運営又は維持を妨げていると当社が判断したとき
- (7) お客様が反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者に該当すると当社が判断したとき
- (8) お客様からの預り資産の全部又は一部が、犯罪行為によって不正に取得した疑いがあると当社が判断したとき
- (9) お客様から非居住者になる 旨の届出があったときまたは非居住者であると当社が判断したとき

- (10) お客様の取引方法や取引数量等を鑑み、お客様のご注文を当社で許容できないと判断したとき
- (11) お客様の取引口座が他人名義もしくは架空名義で開設されていると当社が判断したときまたは他人に名義を貸す行為(=お客様が開設した口座を他人に利用させる行為)等、なりすましに関与していると当社が判断したとき
- (12) お客様の開設口座のお取引及び全ての残高がなくなった後、相当期間が経過したとき
- (13) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めたとき
- (14) お客様の取引方法または手段(取引に使用するプログラム、ソフトウェア、システム、機器または装置を含む)が当社並びに当社カバー先、提携先のシステム、機器他に障害を与えるまたは当社がその可能性があると判断した場合
- (15) 口座開設完了日以降 120 日以上お取引口座にお取引又は入金がない場合
- (16) 價格配信のレイテンシー等を利用した取引を行なったと当社が判断した場合※上記事項を調査する期間において、当該お客様の取引を制限することがあります。
- (17) 以下(a)または(b)の場合、直ちに契約終了となるわけではありませんが、お取引の再開をご希望の場合は、別途手続きが必要です。
- (a) FOREXTrader 口座：残高が 0 円になった時点から 240 日が経過するとお取引口座へのログインができなくなります。ただしお客様のリクエストにより再度ログインできるよう変更が可能です。
- (b) MetaTrader4 口座：残高が 0 円になった時点から 240 日が経過するとマイアカウント及び MetaTrader4 が無効になります。
- (18) お客様の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地、電話番号、E メールアドレスの変更・廃止等により、お客様が当社からの電話、メールを受領できない状態である場合。
- (19) お客様が当社ホームページに掲載するお知らせをご確認いただけないと当社が判断した場合

(20) お客様が死亡したとき。心身機能の重度な低下により、本取引の継続が困難または不可能となったとき

(21) 支払いの停止、私的整理手続又は破産、会社更生手続き等の事由により、お客様が支払い不能になったときまたは支払い不能になるであろうと判断できるとき

何れかの当事者による終了は、本契約規定の双方の権利義務を毀損するものではなく、事前に締結した契約又はその他の取引に影響を及ぼさないものとし、本契約に定められた義務について当事者を免責しないものとし、また、不足額に起因するいかなる債務からもお客様を免責しないものとします。

2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う本取引のポジションが残存するとき、またはお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。

3 前項の場合に、特別に発生した諸費用はお客様がその都度当社に支払うものとします。

22. 専門用語解説

取引に関する主要な用語の解説については、当社ホームページ内 「FX 関連用語集」 も併せてご参照下さい。

ネット: 取引通貨側の単位で、通貨ペアごとの現在ポジション総額を表示しています。売り持ち（ショート）の場合は赤文字でマイナス表示され、買い持ち（ロング）の場合は黒文字で単純表示されます。

平均値: 複数のポジションの平均持値、又は該当通貨ペアの 1 ロットあたりの単純平均持値。

損益: 現在の実勢レートにて決済すると仮定した際に発生する損益を円資金口座では日本円価で表示しています。

ピップ損益: ポジションの平均持値レートと現在の取引レートの乖離を表示しています。

口座残高: 全ての預かり金から「スワップポイント」、「確定損益金」、「未確定損益金」、「出金額」を合算した金額です。

確定損益金額: 当日の取引が以前の保有持高を相殺する事で発生した全ての利益、損失を合計して残った損益を指します。当日の取引日終了時点で、この確定損益金はお客様の口座残高に計上されます。

未確定損益金額: 全ての保有持高を仮に現在レートで決済した時の暫定収益／損失の総額で、実勢レートに連動して金額は変動します。

証拠金残高: 口座残高に、確定損益と未確定損益を合計した金額を意味します。

ロスカット: お客様がお持ちのポジションが、口座別にあらかじめ設定された維持証拠金の額（本書面「20. 証拠金の必要額・計算方法」の記載をご参照下さい。）を割り込んだ場合、当社の裁量と判断によりお客様のオープン・ポジションのすべて又は一部をロスカットさせていただきます。なお、ロスカットの際は通常お客様の口座残高維持に最も影響を与えるオープン・ポジションから決済を行いますが、この方法は必ずしもお客様に対する義務として当社を拘束するものではありません。

証拠金の返還: 余剰となった証拠金の全部又は一部の返還を希望される場合は、「マイアカウント」画面より出金依頼をお申込み願います。出金依頼の受領確認後、原則 3 銀行営業日内に登録金融機関口座へお振込み致します。

デイオンリー注文: 当日限りの指値注文で、注文があった日の 17:00(米国時間)まで有効な注文のことで、成行注文を除きます。

GTC 注文: お客様が取消すまで有効な注文。(但し、当社 FOREXTrader の場合、注文設定時、もしくは途中で注文を修正した日から 90 日間のみ有効です。90 日過ぎましたら、自動的にキャンセルされます)。

スリッページ:

お客様の注文時に表示されている価格又はお客様が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

22-2. 注文種類ごとの執行方法

(1) 成行注文（マーケット・オーダー）：

成行注文は、お客様の注文が当社のカバー先のホストコンピュータにて受注されたときにおける約定可能な基本価格（※1）のうち、最良値で執行されます。

お客様が当注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差（＝スリッページ）が生じている場合があります。当該価格差は、お客様端末と当社システムの間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。また、下記（※2）の場合には、約定処理時点での約定可能な価格をカバー先が新たに入手してから約定するために、提示価格ではない価格で約定するケースがあります。その場合、上記時間の経過によるスリッページとは別に、約定執行時点に配信された基本価格と約定価格の間に価格差が生じる場合があります。スリッページは、相場や流動性の状況により、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

（※1） 基本価格とは、取引ツール上にて当社がお客様に配信（提示）した価格のことです。なお、相場急変時や注文集中時または大口注文など当該基本価格を以って約定可能な数量が当該注文数量に満たない場合等は、約定可能な価格をカバー先が新たに入手してから約定するために、提示価格にて約定しないケースもあります。

（※2） 相場急変時や注文集中時または大口注文など当該基本価格を以って約定可能な数量が当該注文数量に満たない場合等は、約定可能な価格を新たにカバー先が入手してから約定するために、提示価格にて約定しないケースもあります。

ストリーミング注文：

ストリーミング注文は、FOREXTraderPRO 用に開発された注文設定です。この設定で成行注文を発注されると、お客様の注文を執行しようとした時点の基本価格がお客様の注文価格と等しい場合に、当該基本価格を以って約定します。お客様の注文を執行しようとした時点の基本価格が当該注文価格と比べて有利な場合または不利な場合には、新たに基本価格の再提示が行われます。また、お客様が指定したスリッページ許容幅以内の基本価格で約定し、それ以外の場合は、注文はキャンセルされて、新たに基本価格が再提示されます。なお、ストリーミング注文（FOREXTrader PRO のみ）の初期設定におけるスリッページ許容幅の設定は、1 pip になっています。相場が受注価格よりも 1 pip 以上不利な方向に動いた場合は、当該注文は約定されません。しかしながら、もし、相場が受注価格よりもお客様にとって有利な方向に動いた場合は、当該注文は約定されます。お客様は、FOREXTrader PRO の設定からご希望のスリッページ許容幅を調整することができます。但し、市場が急変している場合や流動性が極端に低くなっている場合

等すぐに新しい価格が再提示できない状況下においては、再提示を行わずに当該注文をキャンセルすることがあります。

当注文の執行は、お客様の注文を執行しようとした時点の基本価格がお客様の注文価格と等しい場合に当該基本価格を以って約定するので、原則、スリッページは発生しません。但し、当社が設定する範囲内で、お客様がスリッページ許容幅を設定している場合、注文価格と実際の約定価格との間に価格差が生じている場合があります。当該価格差は、お客様端末と当社システムの間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。また、下記（※2）の場合には、約定処理時点で約定可能な価格をカバー先等から新たに入手してから約定するために、提示価格ではない価格で約定するケースがあります。その場合、上記時間の経過によるスリッページとは別に、約定執行時に配信された価格と約定価格の間に価格差が生じる場合があります。スリッページは、相場や流動性の状況により、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

（※2）相場急変時や注文集中時または大口注文など当該基本価格を以って約定可能な数量が当該注文数量に満たない場合等は、約定可能な価格を新たにカバー先が入手してから約定するために、提示価格にて約定しないケースもあります。

（2）リミット注文（指値注文）：

リミット注文は、お客様の指値（指定した値段）又はお客様の指値より有利な値段で執行されます。売りの指値注文は、BID（当社の買値）がお客様の指値に達したときに注文執行がなされます。買いの指値注文は、OFFER（当社の売値）がお客様の指値に達したときに注文執行がなされます。

当社は、受注時における基本価格に対して、有利な価格が注文価格として指定されたものののみ有効な注文として受注します。当注文を受け付けた後、当該注文を約定可能な範囲の基本価格が提示価格として配信された時に、当該注文の執行の順番である場合、当該基本価格（※3）を以って当該注文を約定します。

（※3）相場急変時や注文集中時または大口注文など当該基本価格を以って約定可能な数量が当該注文数量に満たない場合等は、約定処理時点で約定可能な価格をカバー先等から新たに入手してから約定するために、提示価格ではない価格で約定するケースがあります。そのために、約定執行時に配信された価格と約定価格に価格差が生じる場合があります。但し、注文価格より不利な価格で約定されることはありません。

（3）ストップ（ロス）注文（逆指値注文）：

当注文は、お客様が注文時に、成行注文の執行を行うトリガーとなる価格（逆指値）を指定して行います。当社は、受注時における基本価格に対して、不利な価格が逆指値と

して指定されたもののみ有効な注文として受注します。当注文の売りは、お客様が指定した逆指値以下、買いは逆指値以上の基本価格が配信されたときに、当該時点を以って通常の成行注文を受け付けた場合と同様に、成行注文の執行を行います。成行注文は注文価格が指定されておらず、当該注文の約定処理時点で、お客様への提示価格として配信した基本価格（※4）を以って行います。

当注文は、お客様の指定した逆指値で約定する注文ではなく、逆指値またはそれより不利な基本価格が配信されたときに成行注文として発注され、左記基本価格が配信された後に配信される約定可能な基本価格で約定される注文です。そのため、逆指値と約定価格の間にスリッページが生じることがあります。（＝当社システムが当該成行注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い価格差が発生します）。

（※4）相場急変時や注文集中時または大口注文など当該基本価格を以って約定可能な数量が当該注文数量に満たない場合等は、約定処理時点で約定可能な価格をカバー先等から新たに入手してから約定するために、提示価格ではない価格で約定するケースがあります。その場合、上記時間の経過によるスリッページとは別に、約定執行時点に配信された価格と約定価格の間に価格差が生じる場合があります。スリッページは、相場の状況により、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

（注意点）

例えば、週末メンテナンス明けなど、取引開始時点の基本価格が、前週の基本価格と大きく相違している場合があります。そのようなときに、前週または週末メンテナンス明けから取引開始までの間に発注された逆指値注文は、取引開始時に、前週の基本価格と大きくかい離した基本価格が配信された時点で成行注文として発注され約定されるケースがあります。また、取引時間中であっても、各国の経済指標・統計の発表や突発的なニュース等によりレートの値動きが大きくなつた場合、逆指値で指定したレートから大きく乖離したレートで約定する場合があります。その場合、お客様が指定した逆指値よりも著しく不利な価格で約定するケースがあるので、ご注意下さい。

（4）トレーリング注文：

当注文は、お客様が逆指値を指定せずに、トレーリング注文として、発注時の提示価格（買い注文では、買値：OFFER、売り注文では売値：BID）からのトレール幅を指定して発注する逆指値注文です。買注文は、「発注時提示価格+トレール幅」が当初の逆指値となります。「買値（OFFER）」が発注時の提示価格を下回らなければ逆指値は変動しませんが、発注時提示価格を下回ると下回った価格分、逆指値が引き下がります。一方、売注文は、「発注時提示価格-トレール幅」が当初の逆指値となります。「売値（BID）」がこの発注時提示価格を超えるければ逆指値は変動しませんが、発注時提示

価格を超えるとその超過した価格分、逆指値が引き上がります。当注文は、メンテナンス時間を除く取引時間外にも発注できます。

当注文の約定に用いる価格等の執行に係る基準やスリッページの有無、発生原因、お客様にとって有利不利の状況および注意事項については、上記（3）ストップ（ロス）注文の内容に準じます。

（注意）

メタトレーダー4のトレーリング・ストップ注文において、買ポジションの決済逆指値（売注文）を設定する場合は、相場が上昇し、配信価格が発注時の価格＋トレール幅を上回らなければ逆指値は有効になりません。逆指値が有効になった後、価格がトレール幅相当下降して逆指値を下回るとストップ（ロス）注文の執行条件に準じて執行されます。一方、売ポジションの決済逆指値（買注文）注文も、配信価格が発注時の価格＋トレール幅を下回らなければ逆指値は有効なりません。逆指値が有効になった後、価格がトレール幅相当上昇して逆指値を上回るとストップ（ロス）注文の執行条件に準じて執行されます。

（注）メタトレーダーのトレーリング・ストップ注文は、上記のように、売り逆指値注文の場合、配信価格が「発注時の価格＋トレール幅」を上回らないと有効なりません。例えば、トレーリング・ストップ注文を発注した後に、価格が下落を続けた場合、同注文は有効にならず、リスクヘッジとならない可能性があります。ご留意ください。買い逆指値の場合は、配信価格が「発注時の価格＋トレール幅」を下回らないと有効なりません。同様のリスクがありますので、ご留意ください。

（5）OCO注文：

指値注文と逆指値注文を同時に発注し、どちらか一方が約定した場合に、もう一方の注文が取り消される注文です。当注文は、メンテナンス時間を除く取引時間外にも発注できます。

当注文の約定に用いる価格等の執行に係る基準やスリッページの有無、発生原因、お客様にとって有利不利の状況および注意事項については、上記（1）成行注文、（2）リミット注文、（3）ストップ（ロス）注文の内容にそれぞれ準じます。

（6）イフダン注文／イフダンOCO注文：

あらかじめ入力した原注文が約定した後、自動的に予約注文が執行される注文です。原注文には「成行注文」、「リミット注文」、「ストップ（ロス）注文」の3種類があります。予約注文は「リミット注文」と「ストップ（ロス）注文」の2種類があります。予約注文については、売/買の別が注文毎に選択でき、OCO注文として発注することもできます。当注文は、成行注文を原注文とする場合、取引時間外には発注できません。

んが、リミット注文またはストップ（ロス）注文が原注文である場合、メンテナンス時間を除く取引時間外にも発注できます。

当注文の約定に用いる価格等の執行に係る基準やスリッページの有無、発生原因、お客様にとって有利不利の状況および注意事項については、上記（1）成行注文、（2）リミット注文、（3）ストップ（ロス）注文の内容にそれぞれ準じます。また、本注文特有の注意事項は下記のとおりです。

（注意点）

連続注文の原注文を取り消すと、自動的に予約注文も取り消されます。但し、原注文が約定し予約注文が発注された後に、原注文により建てられたポジションを予約注文によらないで、別途、反対注文等で決済した場合には、予約注文は取り消されずに発注されたままになります。同予約注文が、前ポジションの決済目的の注文であった場合には、発注中の予約注文を取り消す必要があります。（この注意点は、MT4について該当しません）

22-2-2. お客様の注文を執行する順序に係る事項

注文別の執行順序は、原則、成行注文、ストリーミング注文、ストップ（ロス）注文、リミット注文の順に執行されます。また、同じ注文の間では、条件が同じである場合、原則、受け付けた順番が早いものから執行します。（但し、どちらの場合も、手動約定の場合等、受け付けた順番が早いものから執行するとは限りません）

手動約定とはカバー先のディーラーによる約定で、システムによる自動約定とは異なります。適切な価格での約定を行うために、主に次の場面で、手動約定が行われます。

（1） マーケットオープン（週初やクリスマス休場明け時など）

正確な価格提示・約定を確実に行うために手動約定を行います

（2） 取引終了前の 15 分間（土曜日朝の引け際など）または流動性が低下している場合

この時間帯は、流動性が低下してスプレッドが広がり、市場価格からかい離した誤った価格（＝インバリッド・レート）が提示される可能性が高まります。インバリッド・レートからお客様を保護するために、条件設定を行ったフィルターを有しており、価格が提示される前に確認することが可能となっています。手動による価格の確認と約定処理は、流動性が低下しているときのお客様保護のために行われています。

（3） 不適切な取引

不適切な取引（市場価格に比較して当社の更新が遅れた場合などの価格差を狙って行う取引、スキャルピング、過剰売買等）を行っていると疑われる取引は、手動約定の設定

がなされる場合があります。これにより、実際に不適切な取引を行っているかどうかを判断します。

(4) 市場価格と受注価格が大きくかい離している場合

受注時の注文価格と市場価格が大きくかい離している場合に、正確な約定を確保するために手動約定が行われます。市場の動きから外れた注文は、市場が急変したときや、大口注文が発注されたとき、お客様と当社の間のインターネットの通信の遅延などによつて生じます。

(5) 新規口座

新規口座が開設された際、バッチ処理によりシステム約定の設定が行われますが、その処理が完了する前にお客様が取引をされますと手動約定となる場合があります。

上記の手動約定は、市場が急変している場合や流動性が低下しているときに正確な約定を行うために行われるケースが多いので、システム約定に較べ約定執行に時間がかかるケースがあります。

23. 特定投資家制度

本契約のお申込みをされる特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定するもののうち、同項第4号に規定するものに限ります）のお客様は、特定投資家以外のお客様として取り扱うよう申し出ることができます。なお当社ではお客様から特段の要求が無い限りにおいてすべてのお客様を特定投資家以外のお客様として取り扱わせていただくものとします。

24. その他

店頭外国為替証拠金取引に関するその他諸事案の発生に関して、当社は以下のとおり取り扱わせていただきますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

ア) マニフェスト・エラーまたはバッドティックについて

取引における提示価格において誤り又は不正確（マニフェスト・エラーまたはバッドティック）が発生した場合、当該価格による約定はお客様に事前の通告なく無条件で実際の市場価格に変更又は約定の取消をさせていただきます。その場合、お客様に発生した損益についても変更又は取消させていただきます。上記変更又は取消による逸失利益等について、お客様に請求権が無いことをお客様は承認することとします。

イ) 取引プログラムに起因して発生する障害の回避

市販又は自身で作成された取引プログラムをお使いの場合並びに 1 つの口座で一度に複数の取引プログラムを用いて取引を行っている場合または特定のサーバーや IP アドレスから複数のアクセスがある場合等、当社又はそのカバー先が運営管理するサーバー他機器に対して過剰な負荷並びに障害を与える場合がございます。上記取引が行われているまたは行われていると当社が判断した場合、1) 当該プログラムの使用によって約定された取引の変更又は取消をさせていただく場合があります。また、安全面の観点から、2) 事前通告なく当該プログラムをお使いのお客様の取引システムへのログイン停止並びにオープン・ポジション強制決済を伴う取引の停止、または当社による顧客取引契約書第 19 条に従い、お客様との取引契約を終了させていただく場合がございます。

また当社並びに当社カバー先または提携第三者から提供または貸与された取引システムにつき、安全性確保の観点から当社により禁じられた、または推奨されない方法での使用もこれを固くお断り申し上げます。

なお、当社では、お客様が独自に使用又は作成の取引プログラム並びに関連する事柄、及び当社の金融商品に関連して当社提携先または第三者が提供するサービスまたはプログラムに関しての修復及びサポートは行っておりません。

ウ) 機会損失について

本書面記載のリスク又は規定（それに伴う措置を含む）により、お客様に発生する機会損失について当社は免責とさせていただきます。

エ) その他

(a) お客様におかれましては、お取引に際し適用法規制、自主規制団体並びに市場参加者で構成する各団体の規定の遵守をお願い申し上げます。

(b) 一定期間入出金又はお取引実績のない口座は当社の判断で事前通告なく凍結をさせていただく場合がございます。

(c) 当社に口座を開設して取引を希望する場合は、口座開設申込書に本人確認書類及び法令等に基づく書類として、次のお客様の分類に応じた書類をご提出いただきます。

日本国籍の「個人のお客様」	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 旅券（住所記載面のコピーも必要） <input type="checkbox"/> 住民票の写し（発行後 3 ヶ月以内） <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書（発行後 3 ヶ月以内）
---------------	---

	<input type="radio"/> 住民基本台帳カード 上記のうちいずれか1つの写し又は原本をご提出下さい
外国籍の「個人のお客様」	<input type="radio"/> 在留カード <input type="radio"/> 外国人登録証明書（2015年7月8日まで） <input type="radio"/> 外国人登録原票（2015年7月8日まで） <input type="radio"/> 特別永住者証明書 <input type="radio"/> 住民基本台帳カード <input type="radio"/> 住民票の写し <input type="radio"/> 住民票記載事項証明書 上記のうちいずれか1つの写し又は原本をご提出下さい
法人のお客様	<input type="radio"/> 登記全部事項証明書（原本）（発行後3ヶ月以内） <input type="radio"/> 印鑑登録証明書（原本）（発行後3ヶ月以内） <input type="radio"/> 取引担当者の本人確認書類（「個人のお客様」の扱いに準じます） <input type="radio"/> 実質的支配者に関する申告書 <input type="radio"/> 取引のリスク等に関する確認書兼反社会勢力でないことの確約書 上記5点全てご提出下さい。

なお、お客様が当社にご登録のご住所、姓名、電話/FAX番号、電子メールアドレス等が変更となる場合は直ちに当社まで変更のご連絡をお願いします。なお、登録情報の変更が行われず当社が連絡を取れないお客様、登録情報が実際と異なるお客様、又は口座開設完了報告書が宛先不明で当社へ返送されたお客様の口座について、当社は事前通告なくこれを閉鎖させていただく場合がございます。その際オープン・ポジションが存在していた場合は当社の裁量によりお客様の勘定でこれを清算させていただきます。また清算により元本超過損が生じた場合においてもお客様に清算義務がございます。また、（言動による直接的並びに間接的な手段を含めた）お客様の暴力威圧的 requirement 行為及び法的な責任を超えた不当な要求行為（これらに限らない）等により、当社がお客様との取引継続を不適当もしくは困難と判断した場合、不正な手段、手続き、事実と異なる情報を用いての口座開設と取引が判明した場合（又は当社がそう判断した場合）は、顧客取引契約書第19条並びに本書面21条「契約の終了について」を適用し契約を即時終結いたします。なお、その場合のロスカットによる損失（元本超過損を含む）はお客様の勘定でこれを清算させていただきます。

(d) 特定の条件下で限定的に電話でのお取引又はご指示を受け付ける場合は、事前に当社ホームページ等で告知をさせていただきます。

(e)当社では、お客様宛のご連絡またはご案内を当社ホームページ上及び電子メールにて行う場合がございます。特に電子メールでのご連絡やご案内は、必ずご一読をお願い申し上げます。また、電子メールアドレスのご登録は一人のお客様につき、一つとさせていただきます。他のお客様との電子メールアドレスの共有や、個人口座をお持ちのお客様が経営する法人の電子メールアドレスとの共有を当社が確認した場合は、本人確認書類のご提出及び電子メールアドレスの変更をお願いすることがございます。法人のお客様にあっては、取引担当者ではなく、法人用の電子メールアドレスをご登録下さい。また、顧客取引契約書第13条で記載のとおり、当社からのメールは（インターネット・サービス・プロバイダー等の）送信代理人によって受領された時点で、有効と規定されておりますので、この点に関しましてはご注意をお願い申し上げます。

(f) 口座開設の申込みを提出されたお客様には、口座開設手続き及び入金手続き等のサポートや取引システムの使用方法をはじめとした取引一般に関するご不明な点及び開催中のキャンペーン等のご案内並びに新商品のご紹介等を目的として、当社より電話又はメールにて御連絡をさせていただく場合がございます。

25. 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい（当社では電磁的方法によりご確認いただいております）。

b. 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に店頭外国為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ、店頭外国為替証拠金取引口座を設定していただきます（当社では、電磁的方法による口座開設申込みをもって約諾書の差し入れに代えさせていただいております）。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要であり、当社の審査により、口座開設をお断りする場合があります。

(2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

- a . 注文する通貨ペア
- b . 売付取引又は買付取引の別
- c . 注文数量
- d . 価格（指値又は成行）（指値には、当社が提示するオファー価格又はビッド価格に応じる場合を含みます。）
- e . 注文の有効期間
- f . その他お客様の指示によることとされている事項

(3) 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に電磁的方法により受領書を交付します。

(4) 転売又は買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、売却又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によりますが、指示がない場合は先入先出法によります。（MT4についてでは、先入先出法は適用されません）。同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）は、お客様にとって、オファー価格とビッド価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがありますのでご留意ください。

(5) 注文をした取引の成立

注文をした店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。（電磁的方法により交付します）。

(6) 手数料

手数料については、7.「手数料について」をご覧下さい。

(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客様からの請求がない場合は四半期ごと（残高があるものの取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。）にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金（証拠金に充当する有価証券等を含みます。）及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

(8) 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面又は電磁的方法による承諾をして下さい。

(9) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社のクライアント・サービス（電話：0120-288-168又は03-5205-6957）に直接ご照会下さい。

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。

平成27年3月1日改訂・施行